

白河市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の区域内における太陽光発電施設（以下「発電施設」という。）の設置事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、設置区域及びその周辺地域における災害を防止するとともに、良好な生活環境及び自然環境の維持及び保護に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電施設 太陽光パネルその他の太陽光を電気に変換するための施設及びその附属設備であつて、土地に設置されるものをいう。
- (2) 設置事業 発電施設の設置工事及び発電事業をいう。
- (3) 設置区域 設置事業を現に実施し、又は実施するための区域をいう。
- (4) 事業者等 設置事業を実施する者をいう。
- (5) 近隣住民等 設置区域の周辺に存する土地及び家屋等の所有者及び居住者並びに町内会の代表をいう。
- (6) 公共施設管理者 設置事業に係る公共施設の管理者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、設置区域の面積が3,000㎡以上の設置事業に適用する。

- 2 既に設置事業が開始されている設置区域の近接地において、実質的に同一と認められる事業者等により設置事業が行われるものと市長が認める場合、これらをひとつの設置事業とみなして前項の規定を適用する。

(法令に基づく手続等)

第4条 事業者等は、設置事業を実施する場合において、別表第1に掲げる法令等の規定に該当する場合は、当該法令等の定めに従い関係部局等と事前に相談、協議し、必要な手続を行うものとする。

(設置届出等)

第5条 事業者等は、設置工事に着手する日の90日前までに白河市太陽光発電施設設置事業届出書（以下「設置届出書」という。）（第1号様式）に関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

- 2 前項の届出を行った事業者等は、届出の内容を変更しようとする場合又は廃止した場合は、白河市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(近隣住民等への説明)

第6条 事業者等は、設置届出書の提出に先立ち、近隣住民等及び公共施設管理者に対して、説明会を開き、又は戸別に訪問し、次に掲げる事項を説明し、十分な理解を得るものとする。

- (1) 発電施設設置計画の内容

- (2) 工事中の安全対策
 - (3) 防災等の措置
 - (4) 設置事業に係る資材、廃材等の搬出入を含む管理方法
 - (5) 発電施設の維持、管理、運営等の方法
 - (6) 発電施設が周辺環境に及ぼす影響及びその対策
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 事業者等は、説明会等の実施後において、近隣住民等及び公共施設管理者から再度説明を求められたときは、これに応じ、十分な話し合いの機会を設ける等により、協調を保つものとする。
- 3 事業者等は、説明会等を実施したときは、その都度、説明会等実施状況報告書（第3号様式）に関係書類を添付し、市長に報告するものとする。

（標識の設置）

第7条 事業者等は、設置届出書を提出したときは、当該届出書の提出の日から設置工事が完了するまでの間、設置区域内の道路に面した見やすい場所に標識（第4号様式）を設置するものとする。

（工事の着手）

第8条 事業者等は、設置工事に着手しようとするときは、白河市太陽光発電施設設置工事着手届出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

（工事の完了）

第9条 事業者等は、設置工事が完了したときは、速やかに白河市太陽光発電施設設置工事完了届出書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

（地位の承継等）

第10条 設置届出書を提出した事業者等について相続その他の一般承継があったときは、相続人その他の一般承継人は、被承継人が有する本要綱に基づく地位を承継するものとする。

- 2 既に設置工事が完了した後又は発電事業が開始された後、事業者等が変更される場合も同様とする。
- 3 第1項又は第2項の規定により地位を承継した者は、白河市太陽光発電施設設置事業地位承継届出書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

（その他設置事業に当たって遵守すべき事項）

第11条 事業者等は、設置事業に当たっては、別表第2に掲げる事項を遵守するものとする。

（報告及び調査）

第12条 市長は、周辺地域の安全又は環境の保全のため必要があると認めるときは、事業者等に対し、設置工事の施工状況及び発電事業の運営状況について、書面による報告を求め、又は事業者等の了承のもとに、関係職員を設置区域内に立ち入らせ、設置区域内の状況を調査することができる。

（災害の復旧等）

第13条 事業者等は、設置区域において災害又は事故が発生した場合は、市及びその他の

関係機関と速やかに協議し、誠意をもって災害の復旧又は事故対応を行うものとする。

2 設置区域外において災害又は事故が発生した場合で、当該災害又は事故が設置事業に起因するときもまた同様とする。

(設備等の撤去)

第14条 事業者等は、設置事業を廃止したときは、当該施設に係る設備の撤去等を適正に実施し、周辺地域の安全及び環境の保全を確保するものとする。

(事務処理)

第15条 この要綱による事務処理は、建設部都市計画課において行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、第5条から第9条までの規定は、平成30年6月1日以後に着手する発電施設の設置工事から適用する。

別表第1（第4条関係）

法令等	該当条件等
国土利用計画法 （昭和49年法律第92号）	次に該当する土地売買契約の締結又は地上権、賃借権の設定等を行うとき。 (1) 都市計画区域：5,000 m ² 以上 (2) その他の区域：10,000 m ² 以上
福島県大規模土地利用事前指導要綱 （平成9年3月25日付け9土調第117号福島県副知事依頼通達）	福島県大規模土地利用事前指導要綱に規定する開発行為を計画したとき。
都市計画法 （昭和43年法律第100号）	主として建築物又は工作物の建設を目的として土地の区画形質の変更又は建築行為を行うとき。 (1) 都市計画区域：3,000 m ² 以上 (2) その他の区域：10,000 m ² 以上
公有地の拡大の推進に関する法律 （昭和47年法律第66号）	10,000 m ² 以上の土地を譲渡しようとするとき。（譲り受け）
景観法 （平成16年法律第110号）	一定規模以上の建築物又は工作物の建設等、土地の形質の変更を行うとき。
道路法 （昭和27年法律第180号）	(1) 道路から民地への乗り入れ等、道路に関する工事を施工するとき。 (2) 道路に次の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとするとき。 ア 電柱、電線、変圧塔、広告塔等 イ 水道管、下水道管、ガス管等 ウ 歩廊、雪避け等 エ 露店、商品置場等 オ その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす恐れのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの。
河川法 （昭和39年法律第167号）	河川区域内において次の行為を行うとき。 (1) 河川の流水の占有 (2) 土地の占有 (3) 工作物の新築又は改築 (4) 土地の掘削、盛土又は切土等、土地の形質の変更 (5) 河川の砂などの採取

法令等	該当条件等
農地法 (昭和27年法律第229号)	農地を購入又は賃借により農地以外のものとして使用するとき。(農地転用)
農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号)	農振農用地を農業以外の目的へ転用するとき。
森林法 (昭和26年法律第249号)	(1) 地域森林計画対象の民有林内において1haを超えて土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更を行うとき (2) 地域森林計画対象の民有林内において森林を伐採するとき (3) 保安林を森林以外の用途として使用するとき(保安林の指定解除)
文化財保護法 (昭和25年法律第214号)	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内において建築又は土木工事を行うとき。
建築基準法 (昭和25年法律第201号)	建築物を建築するとき。 ※土地に自立して設置する太陽光発電施設については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は、建築物に該当します。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)	鳥獣保護区の特別保護地区内において次の行為を行うとき。 (1) 建築物その他工作物の新築、改築又は増築 (2) 水面の埋立、干拓又は木竹の伐採
絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律 (平成4年法律第75号)	環境大臣が指定する生息地等保護区等の区域内において次の行為を行うとき。 (1) 建築物その他工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地造成、土地の開墾その他土地の形質変更
自然公園法 (昭和32年法律第161号) 福島県立自然公園条例 (昭和33年福島県条例第23号)	福島県が指定する自然公園区域内において、福島県立自然公園条例に規定する行為を行うとき。

法令等	該当条件等
福島県自然環境保全条例 (昭和47年福島県条例第55号)	福島県が指定する自然環境保全地域において、福島県自然環境保全条例に規定する行為を行うとき。
土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号)	切土部分と盛土部分の合計面積が3,000㎡以上である土地の形質変更を行うとき。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)	廃棄物が地下にあつて指定区域に指定されている土地の形質を変更するとき。
砂防法 (明治30年法律第29号)	砂防指定区域内において次の行為を行うとき。 (1) 工作物の新築、改築又は増築 (2) 開墾、その他による土地の形質変更 (3) 木竹の伐採又は抜根、木竹、土石等の滑下又は地引による搬出
地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	地すべり防止区域内において次の行為を行うとき。 (1) 地下水の誘致又は停滞行為による地下水の増加 (2) 地下水の排水施設の機能を阻害する行為 (3) 地表水の放流又は停滞行為等浸透の助長 (4) のり切又は切土 (5) 地すべり防止施設以外の施設、工作物の新築又は改築 (6) 地すべり防止の阻害、地すべりの助長、誘発
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域内において次の行為を行うとき。 (1) 水の放流、停滞行為等水の浸透の助長 (2) のり切、切土、掘削又は盛土 (3) 木竹の伐採 (4) 木竹の滑下又は地引による搬出 (5) 土石の採取又は集積
測量法 (昭和24年法律第188号)	基本測量の永久標識又は一時標識の汚損その他効用を害するおそれがある行為を標識の敷地又はその付近で行うとき。

※上記記載の他、他の法令等により別途届出等が必要な場合があるので注意すること。

別表第2（第11条関係）

事業者等の責務	具体的事項
<p>雨水等による土砂、汚泥の流出及び水害等の災害防止に努めること。</p>	<p>(1) 土地の形質変更は、最小限に止めること。 (2) 調整池の設置等の降雨による増水対策を講じること。 (3) 土留の設置等の土砂の流出防止対策を講じること。 (4) 設置区域からの排水先に存する農業用施設の規格、水質等に対し影響を及ぼす場合は、対策を講じること。</p>
<p>周辺環境や景観との調和に十分配慮すること。</p>	<p>(1) 尾根線上等高台への設置は避けること。 (2) 発電施設又は附属施設は、隣地境界からできるだけ後退して設置すること。 (3) 隣地境界との立木については、極力残すものとし、伐採する場合には、隣地境界周辺に植栽を行うこと。 特に、道路や住居等に隣接する箇所については、植栽等により遮蔽を施すこと。 (4) 騒音、振動又はパネルの反射光により設置区域の周辺的生活環境に支障を生じさせないよう必要な措置を講じること。</p>
<p>フェンス等の設置に努めること。</p>	<p>(1) 安全対策として、関係者以外の者が設置区域内に立ち入ることができないようフェンス等を設置すること。 (2) フェンスの色は、設置する周辺の環境に応じてこげ茶、グレー、ベージュ、黒など暗灰色等の低明度かつ低彩度色とすること。</p>
<p>設置区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮すること。</p>	<p>設置区域の周辺環境への影響を考慮し、除草剤、殺虫剤その他の薬剤は、原則使用しないよう努めること。 やむを得ず使用する場合は、天候等を考慮し、必要範囲以上に飛散しないよう努めること。</p>
<p>自然災害、事故その他の事由により発電施設が破損した場合は、適切な措置を講ずるよう努めること。</p>	<p>(1) 設置区域の外へ被害が及ぶ場合は、近隣住民等へ直ちに周知を行い、被害を最小限に止めること。 (2) 発電施設が破損し、使用不能となった場合は、破損設備等を放置することなく廃棄物として迅速かつ適正に処理すること。</p>
<p>近隣住民等と協調を保つよう努めること。</p>	<p>近隣住民から発電施設に起因して苦情が寄せられた場合には、迅速かつ誠実な対応をとること。</p>
<p>その他市長が必要と認めること。</p>	<p>随時白河市と協議すること</p>